様式第1号（第３条関係）

湯前町在宅ねたきり高齢者等介護者手当受給資格認定申請書

令和　　年　　月　　日

湯前町長　長谷和人　様

申請者

住　所　湯前町　　　　　番地

氏　名

電話番号

　湯前町在宅ねたきり高齢者等介護者手当支給事業実施要綱第３条の規定により介護者手当の受給資格の認定を受けたいので申請します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 要　介　護　者 | 氏　　名 |  | 生年月日 |  | |
| 住　　所 | 熊本県球磨郡湯前町　　　　　　番地 | | | |
| 要介護度  状態区分 | 要支援　１　２  要介護　１　２　３　４　５ | | 性別 | 男・女 |
| 介　護　者 | 氏名 |  | 生年月日 |  | |
| 住所 | 熊本県球磨郡湯前町　　　　　番地 | | 性別 | 男・女 |
| 続柄 |  | 介護を  始めた年月 |  | |
| 家族構成 |  | | | | |
| 要介護者の状況 | 裏面のとおり | | | | |

町事務処理欄

日常生活の状況（該当する項目すべてに〇印をつけてください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自分で可 | 一部介助 | 全介助 |
| 歩行 | ・杖等を使用し、時間がかかっても自分で歩ける。 | ・付き添いが手や肩を貸したり、壁等に寄り掛かって歩ける。 | ・歩行不可能（車椅子使用） |
| 排泄 | ・自分で昼夜とも便所でできる。  ・昼間は便所、夜間は簡易便器使用。 | ・介助があれば簡易便器でできる。  ・夜間はオムツを使用する。 | ・常時オムツを使用している。 |
| 食事 | ・スプーン等を使用すれば自分でできる。 | ・スプーン等を使用し、一部介助すれば食事ができる。 | ・臥床のまま食べさせなければ食事ができない。 |
| 入浴 | ・自分で入浴ができ、洗える。 | ・自分で入浴ができるが、洗いは介助がいる。  ・浴槽の出入りに介助を要する。 | ・自分でできないので全て介助しなければならない。 |
| 着脱衣 | ・自分で着脱できる。 | ・手を貸せば着脱できる。 | ・自分でできないので全て介助しなければならない。 |
| 床上起座及び座位保持 | ・自分でできる。 | ・介助があればできる | ・介助があってもできない。 |

認知症の状況（該当する項目すべてに〇印をつけてください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 軽度 | 中度 | 重度 |
| 記憶障害 | ・物忘れ、置忘れが目立つ。 | ・最近の出来事が分からない。 | ・自分の名前が分からない。 |
| 失見当 | ・異なった環境に置かれると、一時的にどこにいるのかわからなくなる。 | ・時々自分の部屋がどこにあるのか分からなくなる。 | ・自分の部屋が分からない。 |
| 攻撃的行為 | ・攻撃的な言葉を吐く。 | ・乱暴なふるまいを行う。 | ・他人に暴力を振るう。 |
| 自傷行為 | ・自分の衣服を裂く、破く。 | ・自分の身体を傷つける。 | ・自殺を図る。 |
| 火の扱い | ・火の不始末をすることがある。 | ・火の不始末が時々ある。 | ・火を常にもてあそぶ。 |
| 徘徊 | ・時々部屋内をうろうろする。 | ・家中をあてもなく歩き回る。 | ・屋外をあてもなく歩き回る。 |
| 不穏興奮 | ・時には興奮し、騒ぎ立てる。 | ・しばしば興奮し、騒ぎ立てる。 | ・いつも興奮している。 |
| 不潔行為 | ・衣服等を汚す。 | ・場所を構わず放尿、排便をする。 | ・糞尿をもてあそぶ。 |
| 失禁 | ・誘導すれば、自分でできる。 | ・時々失禁する。 | ・常に失禁する。 |